

電動バイク型自転車 交通ルール守ってね

⑤ 試乗する学生⑥ バイク型の特定小型
原動機付き自転車の操作部分⑦ いずれ
も10日、千葉市美浜区の神田外語大



全国で初めて電動バイク型の特定小型原動機付き自転車を使ったシェアサービスの実証実験をしている千葉市で10日、試乗会と安全講習会が開かれた。シェアサービスで運用する駐輪場（ステーション）が2カ所ある神田外語大（美浜区）の学生らが参加し、キャンパス内を走行して正しい交通ルールを学んだ。

特定小型原動機付き自転車は昨年7月施行の改正道路交通法で新たに分類された車体。電動キックボードなどが該当し、最高速度が20+を超えず、大きさなどの要件を満たす必要がある。

16歳未満は運転禁止だが、16歳以上は免許が不要で車道左側や自転車レーンを走る。最高速度を6+以下に制御できる車体は、自転車通行可の歩道や路側帯を通れる。

この日、試乗した電動バイク型の特定小型原動機付き自転車は右手のス



ロットルを回すと、こがなくても進む。方向指示器やクラクションがつき、速度は歩行モード（時速6+）と車道モード（時速20+）から選べる。交通ルールのテストに合格し、16歳以上の年齢を確認する書類を提出すれば利用できる。

神田外語大では多くの学生や教職員が利用しているといい、試乗した国際コミュニケーション学科2年の栗原真生さん（19）は「気軽に乗れるのが便利。思ったよりスピードが出て体がおいていかれそうになる」と話した。

（庄澤みなほ）

※承諾番号:24-1446

※朝日新聞に無断で複製・転載することを禁じます